後藤　　類　昭和57年９月９日生
増田　佳子　昭和27年４月13日生
乙部　辰良　昭和33年４月21日生
桝野　龍二　昭和28年10月30日生
大川　　浩　昭和34年２月５日生
石橋　　茂　昭和41年４月19日生
佐藤　和寿　昭和29年11月１日生
西村　金髙　昭和31年１月１日生
南雲　良夫　昭和25年７月９日生

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の商号等

・商号　アセットクリエーション株式会社
所在地　長野県長野市大字南長野南石堂町1971番地　Ａ－ＯＮＥ　Ｃｉｔｙ　ｔｈｅ　ａｇｏｒａ　４階

・商号　Ａ・Ｊアセットクリエーション株式会社
所在地　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目２番２号　山口ビル３Ｆ

２．業務廃止命令年月日　平成28年12月８日

平成 28 年 12 月 16 日

関東財務局長　小野　　尚

酒類の地理的表示として山形を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第２項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成 28 年 12 月 16 日

国税庁長官　迫田　英典

名　　称	山形
産地の範囲	山形県
酒類区分	清酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 米及び米こうじに国内産米のみを用いたものであること。水に山形県内で採水した水のみを用いたものであること。酒税法（昭和28年法律第６号）第３条第７号に規定する「清酒」の原料を用いたものであること。ただし、酒税法施行令（昭和37年政令第97号）第２条に規定する清酒の原料のうち、アルコール（原料中、アルコールの重量が米（こうじ米を含む。）の重量の100分の50を超えない量で用いる場合に限る。）以外は用いることができないものとする。 ・製法 酒税法第３条第７号に規定する「清酒」の製造方法により、山形県内において製造されたものであること。製造工程上、貯蔵する場合は山形県内で行うこと。山形県内で、消費者に引き渡すことを予定した容器に詰めること。 （酒類の品目に関する事項） 清酒 （酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項） 山形県酒造協同組合が、管理機関として山形の特性を維持するための管理を実施する。この他の事項については、国税庁ホームページに掲載する。
備　　考	この地理的表示について、表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示については、国税庁ホームページに掲載する。

公　示　送　達

特許法第191条（実用新案法第55条第２項、商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	送達を受けるべき者 氏名	送達する書類 事件の表示	送達する書類 書類名
東京都大田区下丸子２－31－21－201	佐藤　志希	実願2015－003446	手続補正指令書
BOObun international株式会社	神奈川県厚木市温水西２－35－14	商願2015－080954	拒絶査定の謄本
イギリス国、イーシー１アール・０ディーピー、ロンドン、クラーケン　ウェル・グリーン、14番、ファースト・フロア	キャルミア・リミテッド	取消2015－300117	審決書謄本
英国領西インド諸島　セイントニーバス　チャールスタウン　メモリアル　スクエアー　ピー　オー　ビー　556	エジンバラ　ホールディングズ　リミテッド	取消2015－300670	〃
オーストラリア　ビクトリア州　3065，フィッツロイ，カー　ストリート221	ホウリステック　プロダクツ　ピーティーワイ　リミテッド	取消2016－300346	審判請求書副本
アメリカ合衆国メリーランド州20841，ボイズ，バックロッジ・ロード20300番	グリーン・アース・グッズ・リミテッド・ライアビリティー・カンパニー	取消2016－300372	〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 28 年 12 月 16 日

特許庁長官

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７１７１８号

東京都練馬区豊玉北６丁目13番10号
申立人　東京都練馬都税事務所
本籍東京都千代田区九段南２丁目９番地２、最後の住所東京都練馬区桜台６丁目28番９号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日平成24年３月24日、出生の場所東京市麹町区、出生年月日昭和12年３月５日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤　敬子
事務所東京都豊島区南大塚３－３－１新大塚Ｓビル３階小堀球美子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小堀球美子
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第７１７６１号

神奈川県足柄上郡松田町寄121－114
申立人　横山　信行
本籍東京都文京区春日１丁目10番、最後の住所東京都文京区春日１丁目10番10号、死亡の場所埼玉県さいたま市南区、死亡年月日平成28年３月26日、出生の場所東京市神田区、出生年月日大正15年９月２日、職業不詳
被相続人　亡　髙橋　成子
事務所東京都中央区銀座１－20－７ウインド銀座Ⅲビル３階佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木健二
東京家庭裁判所